

1. 策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づく男女共同参画基本計画である「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成16年3月策定)の現行計画(令和元年度～令和5年度)が、今年度末をもって期間満了となることから、次期計画の策定を行うもの

2. 計画の位置付け

・「男女共同参画社会基本法」及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づく基本計画

- ・以下の法律に基づく基本計画を包含する
 - ◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
 - ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)※1
 - ◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)※2

※1 現行では別に策定。重複部分も多いため、一本化し、総合的に進行管理を行う
 ※2 令和6年4月1日より施行。市町村計画の策定は努力義務

3. 次期計画の概要

(1) 基本理念

「ひと」と「ひと」 市民一人ひとりが人権を尊重しあい 共に生きるさいたま市の実現」

(2) 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

(3) 重点事項

- ①男性にとっての男女共同参画の推進 **【新規】**
- ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実 **【継続】**
- ③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **【継続】**
- ④女性の経済的自立に向けた取組の推進 **【継続】**
- ⑤DV被害者の安全確保と支援体制の充実 **【新規】**
- ⑥DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実 **【新規】**

(4) 掲載事業数

223事業(再掲を含めた延べ推進事業数270事業)

※現行計画は187事業(再掲を含めた延べ推進事業数210事業)

(5) 計画の目標及び体系

7つの目標、26の施策の方向(※施策の方向の下に66の基本施策)

○包含する各計画との対応

- ・女性活躍推進計画・・・目標Ⅲ-1、Ⅳ-2、Ⅴ-2
- ・DV防止基本計画・・・目標Ⅶ全体
- ・困難女性支援計画・・・目標Ⅵ-1～Ⅵ-4及び目標Ⅶ全体

○計画の目標及び体系

目 標	施策の方向
Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究
	2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知
	3 市民・事業者との連携の推進
	4 男女共同参画推進センター機能の充実
Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり	1 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消のための啓発の推進
	2 男性にとっての男女共同参画の推進 【重点1】
	3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 【重点2】
	4 メディアにおける男女共同参画の推進
Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 【重点3】【女活】
	2 あらゆる分野における女性の参画の拡大
Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
	2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 【女活】
	3 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進
Ⅴ 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり	1 働く場における男女の均等待遇の促進
	2 女性の経済的自立に向けた取組の推進 【重点4】【女活】
Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり	1 子ども・若者が安心して生活を送るための支援 【困難】
	2 ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備 【困難】
	3 高齢者、障害者、性的少数者(性的マイノリティ)、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 【困難】
	4 性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり 【困難】
	5 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進
Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり	1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 【DV】【困難】
	2 ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進 【DV】【困難】
	3 DV被害者の安全確保と支援体制の充実 【重点5】【DV】【困難】
	4 DV被害者の自立支援の充実 【DV】【困難】
	5 DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実 【重点6】【DV】【困難】
	6 民間団体との連携・協働 【DV】【困難】

【重点】：重点事項 **【女活】**：女性活躍推進計画 **【DV】**：DV防止基本計画 **【困難】**：困難女性支援計画

4. 策定スケジュール

- 令和5年9月 議会へ素案を報告
- 10月 パブリック・コメントによる意見聴取
- 11月 パブリック・コメントの意見集約・反映等
- 令和6年1月 男女共同参画推進協議会での計画案の審議
- 2月 次期計画の策定に係る進捗状況について、男女共同参画推進本部で報告
- 3月 次期計画の策定
- 4月 次期計画の施行

計画の体系について

○第4次プランと第5次プランの体系比較

第4次プラン目標		
施策の方向		基本施策
I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり		
1	人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	①人権尊重・男女平等意識の啓発 ②男女共同参画に関する意識の啓発 ③男女共同参画に関する調査・研究の実施
2	男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知	①国際理解・交流活動の推進 ②国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実
3	市民・事業者との連携の推進	①市民・事業者との連携の推進
4	男女共同参画推進センター機能の充実	①男女共同参画推進センター事業の充実
II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり		
1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①固定的性別役割分担意識や性差の解消に向けた啓発 ②公民館・団体等における推進・啓発
2	男性にとっての男女共同参画の推進	①男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進 ②男性の家庭生活・地域活動への参画に向けた啓発・教育 ③男性にもたらされる重圧への支援
3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実【重点1】	①学校教育での取組 ②家庭教育への取組
4	メディアにおける男女共同参画の推進	①人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進
III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり		
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点2】【女活】	①行政・審議会等への女性の積極的登用 ②事業者・団体による取組の促進
2	あらゆる分野における女性の参画の拡大	①男女共同参画に向けた材発掘・育成
IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり		
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進【女活】	①仕事と生活の両立の促進 ②事業者等による取組の促進 ③育児・介護休業等への理解と取得の促進
2	多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実【重点3】【女活】	①子育て支援策の充実 ②子育て情報の提供と学習機会の充実 ③保育施設等の整備・充実 ④介護者支援策の充実
3	男性の家庭生活・地域活動への参画の促進	①男性の家庭生活・地域活動への参画の促進
V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり		
1	働く場における男女の均等待遇の促進	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進
2	女性の経済的自立に向けた取組の推進【重点4】【女活】	①就業継続や再就職のための支援体制整備 ②起業等に対する支援 ③女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

第5次プラン目標		
施策の方向		基本施策
I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり		
1	人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	①人権尊重・男女平等意識の啓発 ②男女共同参画に関する意識の啓発 ③男女共同参画に関する調査・研究の実施
2	男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知	①国際理解・交流活動の推進 ②国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実
3	市民・事業者との連携の推進	①市民・事業者との連携の推進
4	男女共同参画推進センター機能の充実	①男女共同参画推進センター事業の充実
II 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり		
1	固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消のための啓発の推進	①固定的性別役割分担意識や性差の解消に向けた啓発 ②公民館・団体等における推進・啓発
2	男性にとっての男女共同参画の推進【重点1】	①男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進 ②男性の家庭生活・地域活動への参画に向けた啓発・教育 ③男性にもたらされる重圧への支援
3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実【重点2】	①学校教育での取組 ②家庭教育への取組
4	メディアにおける男女共同参画の推進	①人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進
III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり		
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点3】【女活】	①行政・審議会等への女性の積極的登用 ②政治分野における女性の参画拡大に向けた取組 ③事業者・団体による取組の促進
2	あらゆる分野における女性の参画の拡大	①男女共同参画に向けた材発掘・育成
IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり		
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進【女活】	①仕事と生活の両立の促進 ②事業者等による取組の促進 ③育児・介護休業等への理解と取得の促進
2	多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	①子育て支援策の充実 ②子育て情報の提供と学習機会の充実 ③保育施設等の整備・充実 ④介護者支援策の充実
3	男性の家庭生活・地域活動への参画の促進	①男性の家庭生活・地域活動への参画の促進
V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり		
1	働く場における男女の均等待遇の促進	①働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②女性の活躍推進に関する事業者の取組の促進
2	女性の経済的自立に向けた取組の推進【重点4】【女活】	①就業継続や再就職のための支援体制整備 ②起業等に対する支援 ③女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

第4次プラン目標		施策の方向	基本施策
VI だれもが安心して暮らせるまちづくり			
1	困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備【重点5】		①ひとり親家庭への支援 ②若年層への支援
2	高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備		①高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備 ②高齢者、障害者の社会参加の促進 ③性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援 ④外国人のための生活支援策の充実
3	性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり		①性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実 ②妊娠・出産・育児等に関する健康支援 ③からだに心に関する相談等の充実
4	男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進		①男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進
VII 女性に対する暴力のないまちづくり			
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶		①女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進 ②セクシュアル・ハラスメント※等防止に対する理解と対策の充実 ③行政・事業者・団体による取組の促進
2	ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援		①被害者の早期発見と相談体制の充実 ②被害者保護と自立支援の充実 ③関係機関との連携協力 ④子どもへの支援

第5次プラン目標		施策の方向	基本施策
VI だれもが安心して暮らせるまちづくり			
1	子ども・若者が安心して生活を送るための支援【困難】		①困難な問題を抱える女性に向けた対応の強化 ②若年層の仕事に関する支援 ③様々な困難を抱える若年層への支援 ④ケアラー、ヤングケアラーに対する支援
2	ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備【困難】		①ひとり親家庭への支援 ②生活上の困難を有する親子等に対する支援
3	高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備【困難】		①高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備 ②高齢者、障害者の社会参加の促進 ③性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援 ④外国人のための生活支援策の充実
4	性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり【困難】		①性と生殖に関する健康と権利を中心とした正しい理解についての教育・学習機会の充実 ②妊娠・出産・育児等に関する健康支援 ③からだに心に関する相談等の充実
5	男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進		①男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進
VII ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり			
1	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【困難】【DV】		①市民への意識啓発 ②学校等における人権教育等の推進 ③各種ハラスメント等の防止に向けた理解の促進と対策の充実 ④防犯のための取組の推進 ⑤被害者に対する支援の充実
2	ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進【困難】【DV】		①若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充 ②DVの根絶に向けた調査研究の実施
3	DV被害者の安全確保と支援体制の充実【重点5】【困難】【DV】		①早期発見・通報体制の充実 ②相談体制の強化と周知 ③外国人・障害者・高齢者等多様な被疑者への配慮 ④DV被害者の安全な保護体制の充実
4	DV被害者の自立支援の充実【困難】【DV】		①被害者等に係る情報の保護 ②自立を支援する各種制度の周知と充実 ③心身の健康回復への支援 ④関係機関との連携協力体制の充実
5	DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実【重点6】【困難】【DV】		①被害者と子どもに対する支援の充実 ②保育・就学支援の充実 ③子どもの心のケアの充実 ④児童虐待の早期発見・通報体制の充実
6	民間団体との連携・協働【困難】【DV】		①民間団体との連携・協働

○第3次DV防止基本計画体系と第5次プラン目標Ⅶの比較

第3次DV防止基本計画		第5次プラン目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり	
目標		施策の方向	基本施策
I	人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発 2 学校等における人権教育の推進 3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充	1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【困難】【DV】 ①市民への意識啓発 ②学校等における人権教育等の推進 ③各種ハラスメント等の防止に向けた理解の促進と対策の充実 ④防犯のための取組の推進 ⑤被害者に対する支援の充実
	II 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実 2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 3 相談体制の強化と周知 4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮	2 ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進【困難】【DV】 ①若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充 ②DVの根絶に向けた調査研究の実施
		III 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備・充実 2 被害者及びその関係者に係る情報の保護 3 自立を支援する各種制度の周知と充実 4 心身の健康回復への支援
	IV 子どもの安全確保及び必要な支援の充実	1 保育・就学支援 2 子どもの心のケア 3 児童虐待の早期発見・通報体制の充実	4 DV被害者の自立支援の充実【困難】【DV】 ①被害者等に係る情報の保護 ②自立を支援する各種制度の周知と充実 ③心身の健康回復への支援 ④関係機関との連携協力体制の充実
	V 関係機関等との連携協力	1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化 2 職務関係者による配慮 3 調査研究の推進 4 苦情の適切かつ迅速な処理	5 DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実【重点6】【困難】【DV】 ①被害者と子どもに対する支援の充実 ②保育・就学支援の充実 ③子どもの心のケアの充実 ④児童虐待の早期発見・通報体制の充実
6 民間団体との連携・協働【困難】【DV】 ①民間団体との連携・協働			

第5次プラン掲載事業について

○全体の概要

●第4次男女共同参画のまちづくりプラン ○体系 ・目標:7 施策の方向:21 基本施策:48 ○事業数 187 事業(延べ 210 事業) ○数値目標設定事業 64 事業(69 項目) ○包含する計画 女性活躍推進計画	●第3次DV防止基本計画 ○事業数 46 事業(延べ 46 事業)
---	---

新たに、以下の計画を包含

○DV 防止基本計画 ○困難女性支援計画

●第5次男女共同参画のまちづくりプラン ○体系 ・目標:7 施策の方向:26 基本施策:66 ○事業数 223 事業(延べ 270 事業) <u>※新規掲載 37事業</u> ○数値目標設定事業数 97 事業(105 項目) ○包含する計画 ・女性活躍推進計画(目標Ⅲ-1、Ⅳ-2、Ⅴ-2) ・DV防止基本計画(目標Ⅶ全体) ・困難女性支援計画(目標Ⅵ-1～4、目標Ⅶ全体)
--

○事業数の詳細について

①計画ごとの事業数

計画	事業数			延べ事業数		
	現行	5次(新規)	増減	現行	5次	増減
まちづくりプラン全体	187	223 (37)	36	210	270	60
女性活躍推進計画	43	52 (12)	9	44	52	8
DV防止基本計画 ※第3次DV防止基本計画との比較	46	59 (2)	13	46	72	26
困難女性支援計画		121 (21)	121		145	145
内)DV 防止との重複		59 (2)	59		72	72
内)DV 防止との重複除く		62 (19)	62		73	73

②目標毎の事業数

目標	延べ事業数		
	4次	5次(新規)	増減
I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	28	24 (1)	▲ 4
II 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を 解消し多様な生き方ができるまちづくり	21	20 (1)	▲ 1
III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	9	14 (5)	5
IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	37	42 (8)	5
V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場 における男女間格差の解消をすすめるまちづくり	19	20 (4)	1
VI だれもが安心して暮らせるまちづくり	54	78 (21)	24
VII ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり	42	72 (2)	30
合計	210	270 (42)	60

③新規掲載事業一覧

No	事業番号	位置付け	事業名	事業内容	所管課
1	16	I-2-①	国際教育の推進	すでに全ての市立学校に配置している外国語指導助手の活用や、体験活動の充実、国際交流の実施などを通して国際教育を推進します。このような活動を通して、地球的視野に立って、主体的に行動できる児童生徒を育成します。	指導1課
2	33	II-2-③	男性の法律相談	家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、弁護士が相談に応じます。	人権政策・男女共同参画課
3	47	III-1-②	主権者教育の推進	小・中学校において、社会の課題を主体的にとらえ、多様な人々と協働する中で納得解を導き出す力など、社会の形成者として必要な資質・能力(協働性・社会性等)の育成のため、児童会選挙、生徒会選挙や模擬選挙・社会的な課題解決に向けた話し合い活動や市議会の見学や傍聴を実施します。	指導1課
4	48	III-1-②	主権者教育の推進	高等学校において、社会の形成者として必要な資質・能力(協働性・社会性等)の育成のため、生徒会選挙や模擬選挙・社会的な課題解決に向けた話し合い活動を実施します。	高校教育課
5	54	III-2-①	女性リーダーの育成	次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女性を対象に、女性の能力の開発・発揮のための学習機会の提供や、ロールモデルやキャリア形成のための情報提供などを行います。	人権政策・男女共同参画課
6	61	IV-1-②	テレワークの推進	企業における多様な働き方の創出を促すテレワーク環境の整備を支援します。	経済政策課
7	62	IV-1-②	SDGs企業認証制度	SDGs認証企業に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとするSDGs経営に向けた支援をします。	経済政策課
8	71	IV-2-① VIに再掲	ヤングケアラー訪問支援事業	ヤングケアラーがいる家庭を、支援員が訪問し、抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減します。	子ども家庭支援課
9	82	IV-2-③	保育コンシェルジュによる相談支援	個別の事情に応じた施設の利用を促すため、保育コンシェルジュによる相談支援等を実施します。	保育施設支援課
10	83	IV-2-③	医療的ケア児保育支援センター運営事業	令和5年度に「医療的ケア児保育支援センター」を開設し、医療的ケア児や保護者、保育施設に対し、相談支援、保育所入所支援、一時預かり事業等を実施します。	保育課
11	84	IV-2-③	保育人材確保対策の強化(保育人材確保対策事業)	待機児童の解消を目指し、積極的な保育所整備を進め、保育の受け皿確保を進めています。施設の量的拡大に伴い、保育の担い手である保育士の雇用促進・就業継続の支援に関する様々な施策を実施します。	保育課 保育施設支援課
12	85	IV-2-③	保育人材確保対策の強化(保育士資格取得支援事業)	各保育施設の安定的な運営を支援するため、指定保育士養成施設の卒業、保育士試験又は幼稚園教諭免許状所有者の特例制度で保育士資格を取得し、市内の保育園などに勤務する方に、養成施設や試験対策講座の費用の一部を補助します。	保育施設支援課

No	事業番号	位置付け	事業名	事業内容	所管課
13	92	IV-2-④ VIに再掲	ケアラー・ヤング ケアラー支援の 推進	専門的な知識を備えた相談員が、ケアラーからの相談に応じ、傾聴、助言、制度の案内、関係機関との連携等を行うことにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図ります。	いきいき長 寿推進課
14	51	V-1-②	女性活躍推進に 関する講座等の 開催	企業における女性のキャリアアップ支援や、女性活躍推進法に基づく取組の促進のため、企業を対象に女性活躍推進に関する講座等を実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課
15	52	V-1-②	女性の活躍推進 を支援している 企業への入札制 度における優遇 措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合、「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
16	106	V-2-③	理工系分野への 進路選択の促進	女子中高生等の理工系分野への進路選択の促進のため、理工系分野で活躍することの魅力の発信や、ロールモデルの紹介等を行います。	人権政策・ 男女共同参 画課
17	107	V-2-③	さいたま STEAMS 教育 の推進	「さいたま STEAMS 教育」モデル校による先行実施を踏まえ、教科横断的なプロジェクト型学習「STEAMS TIME」を着実に実施します。	指導1課
18	111	VI-1-①	女性の法律相談 の実施	家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、弁護士が相談に応じます。	人権政策・ 男女共同参 画課
19	112	VI-1-①	支援調整会議の 実施	困難な問題を抱える女性へ支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等を構成員とする支援調整会議を実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課
20	113	VI-1-①	同行支援の実施	困難な問題を抱える女性へ支援を適切かつ円滑に行うため、必要に応じて、各種福祉サービスへ同行支援を行います。	人権政策・ 男女共同参 画課
21	114	VI-1-①	アフターケアの実 施	女性支援施設等の退所後、地域での生活再建を支えるアフターケアを行います。	人権政策・ 男女共同参 画課
22	115	VI-1-①	相談室会議の実 施	ケース検討、必要な知識の習得、情報等の共有を行い、より良い連携と円滑な相談事業を推進するため、相談室会議を実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課
23	116	VI-1-① VIIに再掲	民間団体等との 協働による取組	専門的で柔軟な支援を行う民間団体等と繋がり、相談者の意向を勘案した支援に向けての取組を、検討、実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課
24	121	VI-1-③	不登校等児童生 徒への支援の充 実	不登校等児童生徒への教育相談体制や教員研修を強化し、教育相談室・教育支援センター等と学校が連携して、不登校等児童生徒への相談支援の充実を図ります。対面や電話相談に加えて訪問型支援(アウトリーチ)等を実施し、学校外での相談・支援の充実を図ります。「子育て学習会」を開催し、不登校等で悩む保護者を支援します。	総合教育相 談室

No	事業番号	位置付け	事業名	事業内容	所管課
25	122	VI-1-③	地域の支援者研修(ひきこもり対策)	区役所職員や地域の関係機関で相談業務に携わる職員等を対象とし、ひきこもり対策に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。	こころの健康センター
-	71	VI-1-④ IVに再掲	ヤングケアラー訪問支援事業	ヤングケアラーがいる家庭を、支援員が訪問し、抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減します。	子ども家庭支援課
-	92	VI-1-④ IVに再掲	ケアラー・ヤングケアラー支援の推進	専門的な知識を備えた相談員が、ケアラーからの相談に応じ、傾聴、助言、制度の案内、関係機関との連携等を行うことにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図ります。	いきいき長寿推進課
26	127	VI-2-②	生活困窮世帯への就労支援の実施	生活困窮者の経済的自立を図るため、就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓による就労支援を効果的に行います。	生活福祉課
27	128	VI-2-②	生活困窮世帯への学習支援の実施	生活困窮世帯の子どもに対して基礎学力や学習習慣の定着、大人と触れ合う居場所の提供等の総合的な学習支援を実施します。	生活福祉課
28	137	VI-3-①	虐待防止、早期発見、対応の推進	高齢者への虐待被害を深刻化させないために、虐待通報及び相談への早期発見早期対応による適切な対応を行います。	高齢福祉課
29	138	VI-3-①	障害者の権利の擁護の推進	・障害のある方が、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができるよう、民間事業所等に対し、障害者への差別の解消や合理的配慮を推進するための取組を実施するとともに、障害福祉サービス事業所等を対象とした、障害者への個別の解消、虐待の防止に関する研修を実施します。	障害政策課
30	139	VI-3-①	障害者の権利の擁護の推進	障害福祉サービス事業所従事者等を対象とした障害者虐待防止研修を実施します。また、虐待により緊急に分離保護が必要な障害者の保護及び身の安全確保を迅速かつ適切に行います。	障害福祉課
31	140	VI-3-①	高齢者等の移動支援事業	高齢者等の日常生活に必要な買い物や通院等の外出を支援するため、社会福祉法人や地域住民等が主体となり実施する移動支援事業に対し、補助金を交付します。	高齢福祉課
32	141	VI-3-①	地域ICT活用支援事業	地域の情報化の推進・相談役である地域ICTリーダーの養成・育成を行うことで市内の情報格差の解消を行います。また、企業と連携してスマホ教室やイベントなどを開催し、情報格差の解消を推進します。	デジタル改革推進部
33	171	VI-4-③	「SOSの出し方に関する教育」推進事業	「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を核として、相談窓口の周知や教員対象のゲートキーパー研修を系統づけ、児童生徒がSOSを出すことができる態度やスキルを育成します。	総合教育相談室
34	172	VI-4-③	地域の支援者研修(自殺予防対策)	区役所職員や地域の関係機関で相談業務に携わる職員等を対象とし、自殺予防対策に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。	こころの健康センター
35	173	VI-4-①	地域の支援者研修(依存症対策)	区役所職員や地域の関係機関で相談業務に携わる職員等を対象とし、依存症対策に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。	こころの健康センター

No	事業 番号	位置付け	事業名	事業内容	所管課
36	178	VI-5-①	防災分野と男女 共同参画分野の 連携	防災分野と男女共同参画分野の連携として、男女共同参画の視点に立った避難所運営等について、避難所運営に関わる職員や自主防災組織への情報提供を行います。	人権政策・ 男女共同参 画課
37	208	VII-3-④	DV被害者等へ の緊急時におけ る宿泊費等助成	被害者等の安全確保を行うため、緊急一時的に宿泊施設及び食事等の提供を行います。	人権政策・ 男女共同参 画課
-	116	VII-6-① VIに再掲	民間団体等との 協働による取組	専門的で柔軟な支援を行う民間団体等と繋がり、相談者の意向を勘案した支援に向けての取組を、検討、実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課